

マネー・ローンダリング等防止方針

山梨信用金庫

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関する方針を以下のとおり定め、一元的な内部管理態勢を構築いたします。

1. (運営方針)

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策（以下「マネー・ローンダリング等」といいます）の防止に関して役割および責任を明確にし、適時適切な対応を実施できる態勢を整備します。

2. (取引時確認)

当金庫は、取引時確認について、別に定める「顧客の受入れに関する方針」ならびに事務規程等に基づき、適時適切な対応を実施できる態勢を整備します。

3. (役職員の研修)

当金庫は、全役職員への研修や外部研修を継続的に受講することにより、マネー・ローンダリング等防止にかかる役職員の知識習得、意識向上を図ります。

4. (遵守状況の検証)

当金庫は、マネー・ローンダリング等防止の状況について、定期的に内部監査を実施し、その監査結果を踏まえてさらなる態勢の改善に努めます。

5. (疑わしい取引の届出)

当金庫は、「顧客の受入れに関する方針」に定める疑わしい取引または取引モニタリングの結果を検証し、疑わしい顧客や取引等を適切に処理し、当局に対して疑わしい取引の届出を直ちに行う態勢を構築します。

以 上